

平成27年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月4日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 1 1 番 佐 藤 道 昭
- 1 2 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

- 1 0 番 佐 藤 富 男

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局局長補佐	入口三恵子

平成27年松茂町議会第3回定例会会議録

平成27年9月4日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 報告第 7号 平成26年度健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第 8号 平成26年度資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第48号 松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第49号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第50号 平成26年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第10 議案第51号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第52号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第53号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第54号 平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 平成27年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第57号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 認定第 1号 平成26年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 認定第 2号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 認定第 3号 平成26年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第20 認定第 4号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 認定第 5号 平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 認定第 6号 平成26年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 認定第 7号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 認定第 8号 平成26年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第25 発議第 8号 松茂町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第26 発議第 9号 松茂町議会傍聴規則の一部を改正する規則

平成 27 年松茂町議会第 3 回定例会会議録

第 1 日目（9 月 4 日）

午前 10 時 00 分開会

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成 27 年松茂町議会第 3 回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　おはようございます。朝夕めっきり涼しくなり、草木の葉っぱも宿る露が白く光る今日このごろでございます。平成 27 年度松茂町議会第 3 回定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げ、議員各位には、公私まことにご多忙のところ、各位に出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会に提出されております諸議案につきましては、後ほど、広瀬町長からご説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。議員各位には十分ご自愛のうえ、諸般の議事運営にご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は 11 名で、地方自治法第 113 条による定足数に達しております。よって、平成 27 年松茂町議会第 3 回定例会は成立をいたしました。

ただいまから平成 27 年松茂町議会第 3 回定例会を開会いたします。

○議長【春藤康雄君】　広瀬町長から招集のご挨拶がございます。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　皆さん、おはようございます。朝夕、ようやく秋の気配を感じるようになってまいりましたが、日中はまだまだ残暑が厳しく、皆さん方には健康管理に十分気をつけていただきたいと思います。

本日、平成 27 年松茂町議会第 3 回定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。本定例会に上程

をいたします案件は、同意1件、報告2件、議案10件、認定8件の合計21案件となっております。十分にご審議をいただきまして、全案件が可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、簡単でございますが、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛て報告書が提出されておりますので、ご報告をさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

○議長【春藤康雄君】　日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番佐藤禎宏議員、及び6番森谷議員を指名いたします。

○議長【春藤康雄君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、9月4日から9月16日までの13日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【春藤康雄君】　異議なしと認めます。

よって、会期は9月4日から9月16日までの13日間に決定をいたしました。

○議長【春藤康雄君】　日程第3、「行政報告」を議題といたします。

小坂水道課長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

小坂水道課長。

○水道課長【小坂宜弘君】　失礼をいたします。それでは、上水道事業の浄水場更新工事につきまして、先般、入札を執行いたしましたので、結果をご報告申し上げます。

通常、一般会計等におきましては、5千万円以上の工事請負契約を締結する場合、議会

の議決が必要となりますが、水道特別会計におきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定につきましては、地方公営企業法第40条の規定により、適用除外であり議会の議決は必要とされておられません。したがって、報告とさせていただきます。

契約の内容は、次のとおりでございます。契約の目的、松茂町上水道事業、浄水場更新工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、7億5,384万円。契約の相手方、大阪府中央区備後町4丁目1番3号、株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社。支社長、杉本浩というものでございます。

この工事につきましては、指名競争入札により執行するため、5社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。メタウォーター株式会社、オルガノ株式会社、水ing株式会社、株式会社フソウ、株式会社神鋼環境ソリューションでございます。このうち、入札辞退届がメタウォーター株式会社、オルガノ株式会社の2社から事前に提出をされました。辞退の理由につきましては、各社、技術者の適正な配置が困難であるためでございます。

以上の2社を除く3社で、去る8月28日に入札を執行いたしました。結果、株式会社神鋼環境ソリューションが落札し、同社とは8月31日に契約をいたしました。

この工事の工期につきましては、平成27年9月1日から平成29年2月28日と設定をしております。設計金額は8億2,387万6,920円。契約金額が7億5,384万円ですので、請負比率は91.5%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしました業者は、中日本建設コンサルタント株式会社でございます。

工事の概要につきましては、4系統あります浄水設備のうち、老朽化した2つの系統を、耐震化を含め、防衛省の補助を受けて更新するものでございます。今回契約いたします工事は、浄水設備本体の沈殿池及び濾過機の機器類の設置が主となる第2期工事で、第1期工事において設置いたしました建築物及び基礎部の上部に据えつけをいたすものでございます。

なお、図面につきましては、本年、第1回定例会議案参考資料の38ページに添付をしておりますので、ご覧おきいただけたらと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】　これで行政報告は終わりました。

○議長【春藤康雄君】　　続きまして、日程第4、同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

　　広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

　　広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　　それでは、平成27年第3回定例会に提案をいたします議案の提案理由の説明を申し上げていきたいと思っております。

　　まず、同意第3号、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員として在任中の井上ツヤ氏がこの9月30日をもって任期満了となります。

　　つきましては、引き続き、井上ツヤ氏を教育委員会委員に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

　　なお、井上氏の経歴につきましては、参考資料に添付をいたしておりますので、ご覧いただき、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】　　町長の提案理由の説明は終わりました。

　　これから質疑に入ります。

　　質疑ございませんか。

（質疑なし）

　　質疑なしと認めます。

　　これで質疑を終結いたします。

○議長【春藤康雄君】　　これから採決に入ります。

　　同意第3号「教育委員会委員の任命について」は、議案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【春藤康雄君】　　異議なしと認めます。

　　よって、同意第3号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議長【春藤康雄君】　　続きまして、日程第5、報告第7号「平成26年度健全化判断

比率の報告について」と日程第6、報告第8号「平成26年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、報告第7号、平成26年度健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告するものでございます。

下段の早期健全化基準として各指標の基準値を表示してございますが、4つの指標のうち1つでも基準値を超えた場合には、早期健全化団体とみなされ、外部監査のほか、財政健全化計画の策定が義務づけられます。

本町の場合、平成26年度、実質赤字比率、及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がないため、決算において負の値となっております。

実質公債費比率は1.5%で、前年度の2.4%と比較しても、さらに低い比率となっております。

将来負担比率につきましても、将来支払わなければならない借入金などの負担金額よりも、その支払いに充当可能な現在の基金残高が大きいため、計算上、負の値となり、数値には現れません。このことから、平成26年度の財政状況は健全なものと判断をいたしております。

次に、報告第8号、平成26年度資金不足比率の報告につきましては、地方公営企業の経営状況を示す指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を議会に報告するものでございます。

松茂町の公営企業であります。松茂町水道特別会計、松茂町農業集落排水特別会計、及び松茂町公共下水道特別会計につきましては、いずれも資金の不足額はございません。

このことから、平成26年度の地方公営企業の経営状況は健全なものと判断されます。引き続き、健全な経営に努めてまいります。

この後、報告第7号、及び報告第8号につきましては、藤枝監査委員から監査報告がございまして、よろしくお願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、議題となっております報告第7号、及び報告8号について、藤枝監査委員

から報告を求めます。

監査委員、藤枝議員。

○監査委員【藤枝善則君】 おはようございます。それでは、議長の許可がありましたので、報告第7号と第8号の報告を申し上げます。

本日は、日根代表監査役、欠席でございますので、私の方からご説明申し上げます。

まず、報告第7号、平成26年度健全化判断比率の報告についてであります。議案参考資料の2ページから4ページになりますので、2ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成26年度健全化判断比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査の概要についてであります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、日根代表監査委員とともに、平成27年7月31日に実施いたしました。

審査の結果であります。総合意見といたしまして、審査に付された下記表の健全化判断比率、及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率、及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため良好であります。

実質公債費比率につきましては、平成26年度実質公債費比率は1.5%となっております。前年度が2.4%でありましたので、0.9ポイントよくなっています。早期健全化基準の25.0%と比較しますと大幅に下回り良好と認められます。

将来負担比率につきましては、意見はありません。良好であります。

よって、良好な数字を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

続きまして、議案参考資料の5ページから6ページになりますので、5ページをお開きください。

報告第8号、平成26年度資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度資金不足比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査の概要についてであります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、日根代表監査委員とともに、平成27年7月30日に実施いたしました。

審査の結果につきましては、総合意見として、審査に付された下記資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見でございますが、資金不足比率について、水道特別会計、農業集落排水特別会計、公共下水道特別会計、全て資金の不足額がなく、特に意見はありません。良好であります。

是正改善を要する事項につきましては、特に指摘する事項はありません。よって、良好な数字を維持することにより財政が極めて健全な自治体であると認められます。

以上で報告第7号、第8号の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】　これで報告第7号、及び第8号の報告を終わります。

○議長【春藤康雄君】　続きまして、日程第7、議案第48号「松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例」から、日程第16、議案第57号「平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案10件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　それでは、議案第48号、松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年10月5日から、いわゆるマイナンバー制度が実施されることに伴い、本町の業務におきましても、マイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いが始まることから、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、特定個人情報保護評価制度の導入や、個人情報保護審査会の権限を拡大するものであります。

次に、議案第49号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例につきましても、いわゆるマイナンバー制度が実施されることに伴い、マイナンバーが記載された通知カードと個人番号カードの再交付手数料を条例で定めるものでございます。

次に、議案第50号、平成26年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分につき

ましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,798万3千円を追加し、補正後の予算の総額を61億8,366万4千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、児童福祉費補助金として443万5千円、前年度繰越金として873万1千円、平成26年度特別会計返納金として介護保険特別会計繰越金返納金851万4千円等を増額補正し、児童福祉費負担金として289万2千円等を減額補正するものであります。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、4月と6月の人事異動による人件費の補正をするとともに、中須入江川樋門開閉装置補修工事300万円、用排水路等工事1,160万円等を増額補正し、国際交流まちづくり事業費170万8千円等を減額補正するものであります。

次に、議案第52号、平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,755万7千円を追加し、補正後の予算の総額を19億3,771万7千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金1,667万4千円等を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、療養給付費等国庫負担金返還金として1,635万2千円等を増額補正するものであります。

次に、議案第53号、平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,110万8千円を追加し、補正後の予算の総額を10億5,176万2千円とするものであります。

歳入といたしましては、繰越金として2,110万8千円を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、一般会計繰入金返還金として851万5千円等を増額補正するものであります。

次に、議案第54号、平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ367万7千円を追加し、補正後の予算の総額を1億4,768万9千円とするものであります。

歳入といたしましては、事務費繰入金として72万3千円、前年度繰越金として295万4千円を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、一般会計繰入金返還金として295万4千円等を増額補正するものであります。

次に、議案第55号、平成27年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ277万7千円を追加し、補正後の予算の総額を1,469万8千円とするものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金として277万7千円を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、備品購入費として11万1千円等を増額補正するものであります。

次に、議案第56号、平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万8千円を追加し、補正後の予算の総額を1億131万円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金として74万8千円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、一般会計繰入金返還金として歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第57号、平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ531万9千円を追加し、補正後の予算の総額を5億5,195万2千円とするものでございます。

歳入といたしましては、一般会計繰入金として250万円、前年度繰越金として281万9千円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、公共下水道管理費需用費として250万円、一般会計繰入金返還金として281万9千円を増額補正するものであります。

以上、ご審議のうえ、可決決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっています議案10件につきましては、9月8日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】　　続きまして、日程第17、認定第1号「平成26年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定」から、日程第24、認定第8号「平成26年度松茂町水道特別会計決算認定」までの認定8件を一括して議題といたします。

　　広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

　　広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　　それでは、認定をお願いするものは、私の方から説明を申し上げたいと思います。

　　認定第1号、平成26年度松茂町一般会計歳入歳出決算、認定第2号、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成26年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算、認定第6号、平成26年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、認定第7号、平成26年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算、認定第8号、平成26年度松茂町水道特別会計決算、以上8件であります。

　　まず、一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入の総額が56億9,260万3,223円で、歳出の総額が55億9,598万8,612円となっており、歳入歳出差し引き9,661万4,611円を平成27年度に繰り越いたしました。このうち、繰越明許費として3,341万4千円を平成27年度に特定財源として繰り越し、その結果、実質収支は6,320万611円となっております。

　　次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が17億2,551万4,224円で、歳出の総額が16億2,022万5,555円となっており、歳入歳出差し引き1億528万8,669円を平成27年度に繰り越しをいたしました。

　　次に、介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が10億1,610万6,730円で、歳出の総額が9億8,123万848円となっており、歳入歳出差し引き3,487万5,882円を平成27年度に繰り越しをいたしました。

　　次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億4,386万7,946円で、歳出の総額が1億4,091万3,600円となっており、歳入歳出差し引き295万4,346円を平成27年度に繰り越しをいたしました。

　　次に、長原渡船運行特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額

が1,470万3,274円で、歳出の総額が1,158万5,273円となっており、歳入歳出差し引き311万8,001円を平成27年度に繰り越しをいたしました。

次に、農業集落排水特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億442万2,090円で、歳出の総額が1億367万3,373円となっており、歳入歳出差し引き74万8,717円を平成27年度に繰り越しをいたしております。

次に、公共下水道特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が5億2,686万5,149円で、歳出の総額が5億2,404万5,209円となっており、歳入歳出差し引き281万9,940円を平成27年度に繰り越しをいたしました。

最後に、水道特別会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。決算の概要につきましては、収益的収支における水道事業収益は、3億7,407万2,080円に対し、水道事業費用は3億3,841万2,290円で、消費税を考慮した結果、2,734万2,699円の純利益を見ました。

次に、資本的収支につきましては、収入額8,004万7,960円に対し、支出額1億7,459万1,607円で収支不足額9,454万3,647円につきましては、主に当年度損益勘定留保資金をもって補填をいたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も、水道事業運営につきましては、安全で安定した水の供給を図るため、健全な運営に努めてまいります。

以上、8件の歳入歳出決算につきましては、去る7月15日から7月31日までのうち、6日間にわたりまして松茂町監査委員の決算審査を受けご承認を賜っておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、お願いを申し上げますといたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、日程第1号から認定第8号までについて、藤枝監査委員から監査結果の報告を求めます。

藤枝監査委員。

○監査委員【藤枝善則君】 それでは、議長の許可がありましたので、認定第1号、平成26年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第8号、平成26年度松茂町水道

特別会計決算認定までの審査についてご報告いたします。

議案参考資料の16ページから17ページをご覧ください。

平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成26年度の各会計決算を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査に付された決算は、平成26年度松茂町一般会計歳入歳出決算、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算、平成26年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、平成26年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成26年度松茂町水道特別会計決算、以上の決算書において審査をいたしました。

審査の期間につきましては、平成27年7月15日から31日のうち6日間、実施いたしました。

審査の方法については、平成26年度歳入歳出決算書及び関係書類、証拠書類等を、日根代表監査委員とともに照査するとともに、審査の過程に応じて担当職員の補足説明を求め、予算の執行状況、会計経理事務の適否等を精査の上、収支計数の正確性について審査を行いました。

審査の結果につきましては、諸規定に準拠し、当年度における決算は適正なもの認めます。ただし、次の諸点については一層の努力を望みます。

まず、一般会計の状況については、歳入において、前年度より約4,200万円、0.7ポイント増、歳出は約2,600万円、0.5ポイント増となっています。各年度において国庫補助事業等により増減はありますが、平成26年度においては、歳入の増加が歳出の増加を0.2ポイント上回っております。実質収支額は6,320万611円、前年度が6,184万5,398円でありますので、対前年比増となっております。厳しい財政事情の中、今後とも、適正で効率的な歳入の確保に努め、限られた経費で大きな成果が上げられるよう、積極的に各事業を展開してください。

町税については、約3,200万円の減収になっているものの、徴収率は98.32%、前年度が98.28%でございます。こういう中、県下では最高位の高い徴収率で維持できています。経済情勢が厳しい中、徴収が難しい状況であります。現年分、滞納繰越分とともに差し押さえ等の滞納処分も含め、徴収向上対策が認められます。公平性と歳入確保

のために、なお一層の努力を期待します。

保育料、町営住宅使用料、幼稚園使用料、給食費等について、過年度滞納が見られます。公平性と歳入確保のため、引き続き、徴収努力をお願いします。

財政の硬直化を示す経常収支比率は77.6%と前年度より0.7ポイント増となっておりますが、平成22年度以降、80%を下回っており、良好な傾向であります。しかしながら、依然として厳しい財政運営になりますので、経常支出を抑制し、経常収支比率75%を目指して、引き続き、財政の健全化に一層努力してください。

次に、国民健康保険特別会計の保険税の徴収状況については、前年度に比べ0.4ポイント増となっておりますが、収入未済額は、滞納繰越分が滞留しているため、増加しております。本年4月の機構改革により、国民健康保険税の賦課徴収業務を税務課に統合して、町税とともに効率的な執行をしていると聞いております。厳正・的確な滞納整理を実施し、滞納繰越分の圧縮を期待しております。

また、ふえ続ける医療費の抑制を図るため、健康増進等の推進に努めてください。

次に、介護保険特別会計の保険料の収納状況につきましては、前年に比べ0.4ポイント減となっております。引き続き、徴収率向上に努力してください。今後も、財源を確保し、制度の円滑な運営に努めてください。

次に、後期高齢者医療特別会計の状況については、高齢化社会がますます進むことが予想される社会状況であるので、高齢者の健康維持に努めてください。

次に、長原渡船運行特別会計の状況については、良好な運営ができており、引き続き、渡船の安全運行に努めてください。

次に、農業集落排水と公共下水道特別会計については、将来にわたり公債費の償還が続き、一般会計からの繰出金が継続されることとなります。本町の財政環境に非常に大きなウェイトを占めることとなりますので、加入促進に努め、長期的な継続事業として効果の高い計画的な事業の遂行を望みます。

最後に、水道特別会計の状況については、健全な経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。引き続き、配水管及び石綿セメント管の布設替えを実施し、安全な水が安定的に供給されることを望みます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明と監査委員による監査結果の報告は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、監査委員の監査の結果と意見書を参考にいただき、また、お手元に各会計の決算書をお配りしてありますので、議員各位におかれましては、十分に精査していただき、委員会付託を行わず、9月16日再開予定の本会議で審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては、委員会付託を行わず、9月16日再開予定の本会議で審議することに決定をいたしました。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第25、発議第8号「松茂町議会会議規則の一部を改正する規則」、及び日程第26、発議第9号「松茂町議会傍聴規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

この発議は、去る8月28日開催の議会運営委員会において議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から発議として決定をいただき、このように提出されております。

藤枝議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

藤枝議会運営委員長。

○議会運営委員長【藤枝善則君】 それでは、議長の許可がありましたので、発議第8号、松茂町議会会議規則の一部を改正する規則、及び発議第9号、松茂町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この発議は、ただいま議長からお話がありましたように、議会運営委員会全員の賛同をいただき、地方自治法第112条の規定により提出するものであります。お手元に配布の発議と議案参考資料、18ページの新旧対照表をあわせてご覧ください。

内容につきましては、このたび、全国町村議会議長会が示しております標準町村議会会議規則及び標準町村議会傍聴規則が改正されましたので、松茂町議会会議規則及び松茂町議会傍聴規則の一部を改正するものでございます。

まず、発議第8号、松茂町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、第2条で規定しております、欠席の届出に、「2、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる」という1項を加えるものです。改正理由は、議会における欠席の届出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産

の場合の欠席の届出について新たに規定するものであります。

次に、発議第9号、松茂町議会傍聴規則の一部を改正する規則につきましては、傍聴席に入ることのできない者の規定が、第7条第1項第1号に、「銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者」とあり、そのうち、つえを削るものです。改正理由は、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについては削除するものであります。

以上で、発議第8号、及び発議第9号の提案理由説明を終わります。議員各位におかれましては、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 以上で説明は終わりました。

これから質疑に入らせていただきます。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【春藤康雄君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【春藤康雄君】 これから採決をいたします。

発議第8号「松茂町議会会議規則の一部を改正する規則」、及び発議第9号「松茂町議会傍聴規則の一部を改正する規則」について、一括採決をいたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、発議第8号「松茂町議会会議規則の一部を改正する規則」、及び発議第9号「松茂町議会傍聴規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決決定されました。

○議長【春藤康雄君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日9月5日から9月7日の3日間は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月5日から9月7日の3日間は、休会と決定をしました。

次回は、9月8日、午前10時から再開をいたします。

本日は、これで散会をいたしますので、長時間どうもありがとうございました。

午前10時52分散会